

小 型 空 調 契 約
(選 択 約 款)

平成 28 年 6 月 1 日実施

河内長野ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の成立	1
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	3
9. その他	4

付則

1. この選択約款の実施の期日	4
2. この選択約款実施に伴う切替措置	4

(別表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法	4
2. 料金表	6

1. 目的

この選択約款は、当社の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第 17 条第 12 項にもとづき、近畿経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、近畿経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合にはガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用または冷却用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 351.6KW（100US.RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「夏期」とは、4 月使用分（3 月定例検針日の翌日から 4 月定例検針日まで）から 11 月使用分（10 月定例検針日の翌日から 11 月定例検針日まで）の 8 か月間をいい、「冬期」とは、12 月使用分（11 月定例検針日の翌日から 12 月定例検針日まで）から 3 月使用分（2 月定例検針日の翌日から 3 月定例検針日まで）までの 4 か月間をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なおこの選択約款においては 8 パーセントといたします。
- (5) 「単位料金」とは、8 に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には、当社にこの選択約款による契約を申し込むことができます。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社にこの選択約款の適用を申し込んでいただきます。
- (2) 契約期間は次の期間といたします。

- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合は、この選択約款の契約期間は、変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、契約種別またはこの選択約款への変更の日までといたします。なお、変更の日とは、契約成立後最初の定例検針日といたします。ただし、契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約または一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款（空調夏期契約に限ります。）の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が契約の解約の日または一般契約への変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または一般契約への変更の場合は、この限りではありません。
 - (4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による他の選択約款への変更へ場合は、この限りではありません。
 - (5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
 - (6) 当社は、一般ガス供給約款に定める検針のほか、契約変更があった日に検針を行います。

6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の定例検針日および今回の定例検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、前回の定例検針日以降、今回の定例検針日までには解約 または契約変更を行った場合には、前回の定例検針日および解約または契約変更を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以

下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(2)により算定された料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増しした料金(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

83,470円

- ② 平均原料価格(トン当たり)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が133,550円以上となった場合は133,550円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9673 \\ &+ \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0358 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、計算結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

- (3) 基準単位料金（税込）に含まれる石油石炭税は以下のとおりです。石油石炭税 等諸税が変更された場合、当社は基準単位料金（税込）を見直すことがあります。

〈適用石油石炭税〉

LNG・LPG トン当たり 1,860 円

9. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は平成 28 年 6 月 1 日から実施いたします。

2. この選択約款実施に伴う切替措置

当社は、平成 28 年 5 月 31 日以前から継続して供給し、平成 28 年 6 月 1 日から平成 28 年 6 月 17 日までに支払義務が発生するものについては、本選択約款の変更前の小型空調契約（選択約款）にもとづき料金を算定するものといたします。

別表

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（消費税等相当額を含みます）と従量料金の合計といたします。

- (2) 従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

- (3) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切捨て）

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 =
$$\text{早収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 =
$$\text{遅収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した冬期調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した冬期調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した冬期調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した冬期調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表（消費税等相当額を含みます）

(1) 適用区分

適用区分	月間使用量
料金表 A	0 m ³ から 50 m ³ まで
料金表 B	50 m ³ をこえ 200 m ³ まで
料金表 C	200 m ³ をこえる

(2) 料金表

① 料金表 A

イ) 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	842.40 円
-------------------	----------

ロ) 基準単位料金

	夏期	冬期
1立方メートルにつき	123.16 円	146.92 円

② 料金表 B

イ) 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	1,349.40 円
-------------------	------------

ロ) 基準単位料金

	夏期	冬期
1立方メートルにつき	113.02 円	136.78 円

③ 料金表 C

イ) 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	2,863.40 円
-------------------	------------

ロ) 基準単位料金

	夏期	冬期
1立方メートルにつき	105.45 円	129.21 円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。